平成２４年（フ）第１１２号
北海道旭川市春光台４条７丁目７番地の17
債務者　谷口　勝博
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
北海道旭川市春光台４条７丁目７番地の17
債務者　谷口のり子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
北海道旭川市東光４条４丁目１番43号
債務者　宗万　建生
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道札幌市清田区真栄２条２丁目17番11号ルミエールアサヒ203号、申立時の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野北２条３丁目１番３号
債務者　大橋美代子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
北海道富良野市幸町３番25号　右
債務者　斉藤　武美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
北海道旭川市４条通５丁目1424番地の２　加宝ハイツ503号室
債務者　大谷　　亘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２６号
北海道旭川市末広６条11丁目１番５号
債務者　森本さちえ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３２号
神奈川県藤沢市片瀬山５丁目18番３号　メゾン片瀬山Ｃ―102
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３９号
神奈川県藤沢市長後1055番地　桔梗台ハイム８号
債務者　荒金　孝行
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６４号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目６番13号　ライオンズマンション鶴見第二505
債務者　伊藤　マサ
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２号
釧路市古川町29番地の10
債務者　中島　裕司
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１号
川崎市川崎区追分町２番２号　ウィステリアヒルズ203
債務者　水谷　公一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５号
群馬県沼田市奈良町685番地
破産者　諸田　敏男
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１８１５０号
東京都江東区有明１丁目２―11―908、開始決定時の住所東京都江東区有明１丁目２―11―2014
破産者　鷹野健太郎
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３９号
東京都日野市神明１丁目10―10、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区中川６丁目１―11―1005
破産者　青木　宏之
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部